

議案第68号

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例（案）

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第  
44号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月4日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、特定地域型保育事業(法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。)又は特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)又は特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>

準用する同法第七十條の指  
法第五十八條第一項の指

の九の規定による同法第  
一項の指定の取消しがあ  
十五條の四十五の六第一  
十五條の四十五の三第一  
たとき。

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十四條の二第四項及び第五項」を「第五十四條の二第五項及び第六項」に改め、同表都道府県の項中「及び第五十四條の二第四項」を「及び第五十四條の二第五項」に、「第五十四條の二第五項」を「第五十四條の二第六項」に、「第五十四條の二第四項及び第五項」を「第五十四條の二第五項及び第六項」に改める。

第四章 農林水産省関係

第七條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九號）の一部を次のように改正する。  
第九十一條の四第二項中「手続」の下に「又は第八十八條第二項の实地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査」を加える。

第五章 国土交通省関係

第八條 軌道法（大正十年法律第七十六號）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「都道府県知事」の下に「（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地方ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」と謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五條ヲ除キ同シ）」を加える。

第二十六條ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ同法第二十一條中「鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三號）」トアルハ「軌道の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八號）」ト、同法第二十五條第三項中「第一項トアルハ」「軌道法第十六條第一項ト、業務トアルハ」「事業又は運転ト、」が前項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなくなつた」トアルハ「」に關シ公益上必要がある」ト、「又は第一項トアルハ」「又は同項」ト、同法第五十五條第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合に於ては、当該指定都市の長、次条において同じ）」ト、同法第五十六條第一項及第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六條の二中「第五十五條第一項」トアルハ「軌道法第十三條」トス

第二十七條ノ二中「表示していた」を「表示していた」に、「表示し、又は公表していた」を「表示し、又は公表して」に改める。

第二十七條ノ三を第二十七條ノ四とし、第二十七條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十七條ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地方ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地方當該指定都市ノ区域ト當該区域外ノ當該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域トニ跨ルコトナリタル場合ニ於テハ其ノ變更ノ際ニ効力ヲ有スル當該指定都市ノ長ガ行ヒタル認可等ノ処分其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」と謂フ）又ハ八八該指定都市ノ長ニ為サレタル認可ノ申請其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」と謂フ）ハ其ノ變更以降ニ於テハ當該都道府県ノ知事ガ行ヒタル処分等ノ行為又ハ八八該都道府県ノ知事ニ為サレタル申請等ノ行為ト看做ス

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）  
第九條 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二號）の一部を次のように改正する。

第十六條第五号中「第二十條第一項第四号」を「第二十條第四号」に改め、同条第六号中「第二十條第一項第一号」を「第二十條第一号」に改める。  
第十七條第一項及び第十八條中「その住所を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。  
第十九條第二項を削る。

第二十條第一項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第二項を削る。  
第五十三條中「第十七條第一項、第十八條、第十九條第一項、第二十條第一項第一号及び第十七條第一項、第十八條、第十九條第二項、第二十條第二項」を削る。  
第五十五條中「第十八條第一項、第十八條、第十九條第二項、第二十條第二項」を削る。  
第六十一條中「第十九條第一項」を「第十九條」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第十條 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。  
第十九條第三項後段を削る。

附則

（施行期日）  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條、第七條及び第十條の規定並びに附則第四條、第六條、第八條、第十條、第十三條、第十五條及び第十六條の規定 公布の日  
二 第六條の規定並びに附則第七條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四十四號）の項の改正規定に限る。）及び第十四條の規定 令和二年十月一日

三 第五條の規定 令和三年四月一日  
四 第八條の規定並びに附則第五條及び第七條（地方自治法別表第一軌道法（大正十年法律第七十六號）の項の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）  
第二條 この法律の施行の際現に地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三條第一項に規定する地域型保育事業所をいう。以下この条において同じ。）について他市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認（同法第二十九條第一項の確認をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合には、当該他市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定める日に、その効力を失う。

一 所在市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同じ。）を受けている地域型保育事業所 この法律の施行の日（以下この条から附則第四條までにおいて「施行日」という。）  
二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所 施行日から起算して三月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる地域型保育事業所について同号に定める日前に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所に係る他市町村確認は、当該所在市町村確認がされた日に、その効力を失う。

3 第一項第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他市町村確認の効力については、同号に定める日（前項の場合にあつては、同項に規定する所在市町村確認がされた日）の前日までの間、なお従前の例による。  
（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）  
第三條 第二條の規定による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙については、適用し、施行日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

# 参考

## (抜粋)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 法律第四十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

#### 目次

- 第一章 内閣府関係(第一条)
- 第二章 総務省関係(第二条―第四条)
- 第三章 厚生労働省関係(第五条―第六条)
- 第四章 農林水産省関係(第七条)
- 第五章 国土交通省関係(第八条―第十条)

#### 附則

- 第一章 内閣府関係
  - (子ども・子育て支援法の一部改正)
  - 第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
  - 第二十九条第一項中「当該市町村の長」を「市町村長」に改める。
  - 第四十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削る。
  - 第四十四条第二項を削る。
  - 第七十七条第二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。
- 第二章 総務省関係
  - (公職選挙法の一部改正)
  - 第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
  - 第八十六条の四第四項中「第八十六条の八第一項 第八十七条第一項 第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。
    - 一 参議院(選挙区選出)議員の選挙 第八十六条の八第一項 第八十七条第一項 第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書
    - 二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九條第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書
    - 三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九條第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができないう者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

(公選紛争処理法の一部改正)

第三条 公選紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「都道府県知事は、毎年」を「毎年又は一年を超え三年以下の期間で定める期間ごと」に、都道府県知事は「に改める。」

(地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七條の二―第六十七條の七)」を「第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例(第六十七條の八―第六十七條の九)」に改める。

第二十一条第一号中「こと」の下に「及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に對し、出資を行うこと」を加える。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第四十二条の三 地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第六章の三の次に次の一章を加える。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

(出資の認可)

第六十七條の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七條の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という)に對し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)を保有することができる。

第二百三十三條第一項中「第三項ただし書及び第四項」の下に、「第四十二条の三」を、「第五十五条」の下に、「第六十七條の八」を加える。

第三章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「その者」を「又は里親(次条第三号に掲げる者を除く)その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童」に改める。

第六十七條の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七條の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という)に對し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)を保有することができる。

第二百三十三條第一項中「第三項ただし書及び第四項」の下に、「第四十二条の三」を、「第五十五条」の下に、「第六十七條の八」を加える。

第三章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「その者」を「又は里親(次条第三号に掲げる者を除く)その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童」に改める。

第六十七條の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七條の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という)に對し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)を保有することができる。

第二百三十三條第一項中「第三項ただし書及び第四項」の下に、「第四十二条の三」を、「第五十五条」の下に、「第六十七條の八」を加える。

第三章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「その者」を「又は里親(次条第三号に掲げる者を除く)その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童」に改める。